

■水痘の予防接種を受けるにあたっての説明書■

～予防接種の前に必ずお読みください～

1. 水痘について

水痘は、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、潜伏期間は感染から2週間程度とされています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚が赤くなること）から始まり、水疱・膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。

一部は重症化し、近年の統計によれば、わが国では年間100万人程度が発症し、4,000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。水痘は主に小児の病気で、9歳以下での発症が90%以上を占めるとされています。小児における重症化は、熱性けいれん、肺炎、気管支炎等の合併症によるものです。

2. 水痘ワクチンについて

水痘帯状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。麻しん、風しんなどの生ワクチンに比べ、その効果は少し劣ります。このワクチンを受けた者のうち、約20%は、後に水痘にかかることがあります（発症予防率80%）が、もしかかっても軽くすむとされています。

水痘ワクチンの1回の接種により重症の水痘をほぼ100%予防でき、2回の接種により、軽症の水痘を含めて、その発症を予防できると考えられています。

健康小児、成人では副作用はほとんど認められませんが、時に発熱、発疹が見られ、まれに局所の発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）が見られます。麻しん風しんワクチン接種後、4週間を過ぎたら、早い時期にワクチンを受けることをお勧めします。

3. 水痘ワクチンの接種スケジュールについて

1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで：3か月の間隔をあけて2回接種

1回目接種（標準的な接種期間）：1歳の誕生日の前日から1歳3か月の間に1回接種

2回目接種（標準的な接種期間）：6か月から12か月の間をあけて1回接種

*標準的な接種期間とは、国の通知により、最も望ましい接種期間として定められています。

※平成26年10月以前に水痘ワクチンを接種している場合は、既に接種を受けた回数分の定期接種を受けたものとみなします。

4. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ①明らかに発熱しているお子さん（通常は37.5℃を超える場合）
- ②重い急性疾患にかかっている方お子さん
- ③このワクチンによってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがあるお子さん
- ④水痘にかかったことがあるお子さん
- ⑤その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれたお子さん
- ⑥注射生ワクチン（例：麻しん風しん混合ワクチン）を受けてから接種間隔が27日以上あいていない場合

5. 次の方は、接種前に医師にご相談ください

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある場合
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた場合
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある場合
- ④過去に免疫不全の診断がなされたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる場合
- ⑤このワクチンに対してアレルギーをおこすおそれのある場合

6. 接種後の注意

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがごく稀にありますので、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後4週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④注射生ワクチンから注射生ワクチンを受ける場合（例：水痘ワクチンから麻しん風しん混合ワクチン）は、27日以上あけてください。ただし、医師が特に必要と認めた場合は同時接種が可能です。また、法改正に伴い、注射生ワクチンから注射不活化ワクチンを受ける場合（例：水痘ワクチンから四種混合ワクチン）は、接種間隔の制限はなくなりました。また、同じワクチンを複数回接種する場合（例：四種混合の3回目から四種混合の追加接種）は、現行どおり、規定の接種間隔をあけてください。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- ①定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ②健康被害の程度などに応じて、医療費、医療手当、障がい児養育年金、障がい年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がい治癒する期間まで支給されます。
- ③ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因など）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

泉南市立保健センター

電話：072-482-7615